

うきは市観光PR及び外国人等観光客マナー向上ツール制作業務
公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 うきは市観光PR及び外国人等観光客マナー向上ツール制作業務を実施するにあたり、プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、うきは市観光PR及び外国人等観光客マナー向上ツール制作業務に係るプロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって組織する。

- (1) 市長公室長
- (2) 企画政策(公共経営戦略室)課長
- (3) 商工観光振興課長
- (4) 企画政策課 秘書広報係 地域おこし協力隊

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該業務の契約が締結されたときまでとする。

(委員長の職務)

第5条 委員長は委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

- 2 委員会に委員長を置き、市長公室長をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、商工観光推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。

うきは市観光PR及び外国人等観光客マナー向上ツール制作業務委託
公募型プロポーザル審査委員名簿

NO	役 職	備 考
1	市長公室長	審査委員長
2	企画政策（公共経営戦略室） 課長	
3	商工観光振興課長	
4	企画政策課 秘書広報係 地域おこし協力隊	